

税金
トレンド!
税金の「今」
がわかる!
ZEIKIN
TREND**導入から1年経過
知識のアップデート**

インボイス制度の再確認



2023年10月にスタートしたインボイス制度は、導入から早くも1年が経過しました。この制度の目的は、消費税の仕入税額控除を正確に管理し、税務の透明性を向上させることでしたが、一方で、導入準備の遅れやインボイスの発行・受領にかかわる運用上の混乱も少なくありませんでした。実務上の問題に対応するため、国税庁も新たな取扱い方法を示すなど、インボイス制度を取り巻く環境も確実に変化しています。実務を担う方は、この1年間で得られた実務経験や最新情報を基に、知識をアップデートする必要性が高まっています。

1 国税庁「多く寄せられる質問」から

国税庁では、納税者から多く寄せられる質問について、随時、情報を更新しています。その中から、いくつかピックアップして解説します。

① 予約サイトで事前決済した場合のインボイス

予約サイト経由で決済した場合、領収証や請求書が発行されないことがあります。その場合、インボイスの記載事項を満たした書類（宿泊明細書など）の交付を受けることでも構いません。

② イベントのチケットなどを割引価格で購入したとき

受領した適格請求書等に記載された金額で仕入税額控除を算出し、実際に支払った金額との差額は雑収入等（消費税課税対象外の売上げ）として計上することとなります。しかし、実際に支払った金額（割引後の価格）により、仕入税額控除を算出することとしても差支えありません。

③ 古物営業法上の許可を得た事業者が、フリマアプリ等の匿名取引で仕入を行った場合の仕入税額控除

インボイス事業者以外の者から棚卸資産として古物を買受けた場合は、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用が受けられます（古物商等特例）。

一方で、古物営業法上は、仕入対価が1万円以上の場合、相手方の確認により「古物台帳」に相手方の住所、氏名、職業及び年齢を記載することとされています。ですから、仕入対価が1万円未満であれば、匿名でも古物商等特例を受けることは可能ですが、1万円以上の場合、匿名取引であっても、古物営業法上に規定された方法で相手方の確認を行い、帳簿に住所及び氏名を記載する必要があります。

※自動二輪車、家庭用コンピュータゲーム、CD・DVD、書籍の買い受けなど、1万円未満であっても、古物営業法上、相手方の本人確認や帳簿への記帳義務が生じる場合がありますのでご注意ください。

④ 消費者向け電気通信利用役務の提供に該当する取引(電子書籍の購入など)を行った場合の 適格請求書の保存

国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供(いわゆる消費者向け電気通信利用役務の提供)について、仕入税額控除の適用を受けるためには、売手である国外事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要です。なお、適格請求書の保存がない場合は、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定割合(80%、50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用は受けられません。ただし、少額特例(一定規模以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う税込み1万円未満である課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置)の適用を受けることはできます。

2 官公庁のインボイス対応

① 官公庁の登録番号

国や地方公共団体においては、一般会計と特別会計があり、一般会計は省庁、地方公共団体は各自治体ごとに登録申請し、番号が付番されています。一方、特別会計は、会計ごとに登録申請し、番号が付番されることとなっています。

② 官公庁の消費税

一般会計は、消費税の申告義務がありません。したがって、一般会計が買手となる場合は、取引先にインボイスの交付を求める必要はありませんし、保存も不要です。特別会計は消費税の申告が必要なものもあります。特別会計が仕入税額控除を受けるためには、インボイスの受領と保存が必要であるため、取引先は交付を求められることがあります。

3 こんな時は…

① インボイスの記載事項に誤りがあった場合

インボイスの記載事項に誤りがあった場合は、売手に修正したインボイスの交付を求め、正しいインボイスの交付を受けます。買手が勝手にインボイスを修正することは認められませんが、自ら修正するのみでなく、その修正事項について売手に確認を受けることで仕入税額控除の適用を受けることは許容されています。

② 自動販売機でジュースを買ったときの帳簿記載

自動販売機による3万円未満の飲食料品の購入などは、インボイスの交付が免除されています。課税仕入れを行う場合は、取引年月日、金額、取引内容、自動販売機特例の対象となる旨を帳簿に記載して保存する必要があります。

※自動販売機の設置場所の記載は不要となりました。



豆知識



法人税申告書の添付書類「勘定科目内訳書」や所得税の青色申告決算書や収支内訳書に、取引先のインボイス登録番号を記載することとなっています。受領したインボイスを確認して記載する方法のほか、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で調べて入力する方法もあります。

【インボイス登録番号の調べ方】

- ① 法人の場合…「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で調べることができます。
Tの後ろに入力する法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」で調べることができます。
- ② 個人の場合…「国税庁法人番号公表サイト」では調べられないので、インボイスなどで確認してください。